



鳥取県公報

平成 21 年 5 月 1 日 (金)
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県介護保険法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (56) (長寿社会課) 3
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県介護保険法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県介護保険法施行細則の一部改正

ア 介護保険法及び厚生労働省令に規定された指定居宅サービス事業者等に係る公示に関する事項を削る。

イ 介護保険法の改正に伴い、規則中引用している同法の規定を改める等の所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

介護保険法の一部改正及び(1)に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県介護保険法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県介護保険法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県介護保険法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県介護保険法施行細則(平成11年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の細目の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
	<p>(指定居宅サービス事業者等に係る公示)</p> <p><u>第5条 法第78条、第85条、第93条、第115条又は第115条の9の規定による公示は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(2) 指定、名称若しくは所在地の変更、事業の廃止又は指定の辞退、取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日</u></p> <p><u>(3) 指定に係る事業又は施設の種類</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設に係る法第94条第1項の規定による開設の許可又は法第104条第1項の規定による</u></p>

<p>(市町村等への情報提供)</p> <p><u>第5条</u> 知事は、別表に掲げる行為をしたときは、市町村及び国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に対して、当該行為に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項に関する情報を提供することができる。法第71条第1項本文又は第72条第1項本文（<u>法第115条の11</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により指定があったものとみなされるときも、同様とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(指定市町村事務受託法人に係る公示)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(指定試験実施機関に係る公示)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(指定研修実施機関に係る公示)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(指定調査機関等に係る公示)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(調査員養成研修を行う者に係る公示)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>別表（<u>第5条</u>関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第70条の2第1項（<u>法第115条の11</u>において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項又は第107</p>	<p><u>許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止をしたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>名称及び所在地</u></p> <p>(2) <u>許可又は許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日</u></p> <p>(市町村等への情報提供)</p> <p><u>第6条</u> 知事は、別表に掲げる行為をしたときは、市町村及び国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に対して、当該行為に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項に関する情報を提供することができる。法第71条第1項本文又は第72条第1項本文（<u>法第115条の10</u>においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により指定があったものとみなされるときも、同様とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(指定市町村事務受託法人に係る公示)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(指定試験実施機関に係る公示)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(指定研修実施機関に係る公示)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(指定調査機関等に係る公示)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(調査員養成研修を行う者に係る公示)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>別表（<u>第6条</u>関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第70条の2第1項（<u>法第115条の10</u>において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項又は第107</p>
--	--

<p>条の2第1項の規定による指定又は許可の更新</p> <p>(3) 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書(法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による別段の申出の受理</p> <p>(4) 法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条又は第115条の5第1項の規定による変更又は事業の再開の届出の受理</p> <p>(5) 法第75条第2項、第82条第2項、第99条第2項又は第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理</p> <p>(6) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、第114条第1項又は第115条の9第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失そうの届出の受理</p> <p>(13) 略</p>	<p>条の2第1項の規定による指定又は許可の更新</p> <p>(3) 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書(法第115条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による別段の申出の受理</p> <p>(4) 法第75条、第82条、第89条、第99条、第111条又は第115条の5の規定による変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出</p> <p>(5) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、第114条第1項又は第115条の8第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第8条の2第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定による休止又は開設者の死亡若しくは失そうの届出の受理</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第1項ただし書又は第13条ただし書の規定による別段の申出の受理</p>
---	---

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改正後	改正前
-----	-----

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 称	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者					
		知事	地方機関 の長	知事	部長	課長	地方機関 の長		
略	略								
長 寿 社 会 課	二 介護保険法(平成9 年法律第123号)に 基づく知事の 権限に属 する事務 (広域連合 の長に委任 したものを 除く。)	37	同法第70条第5 項(法第70条の2 第4項において準 用する場合を含 む。)の規定によ る指定居宅サー ビス事業者の指定を する場合の市町村 長への通知						総合事務所長
	38 同法第70条の2 第1項(同法第15 条の11前段にお いて準用する場 合を含む。)の規 定による指定の 更新								総合事務所長
	略								
	41 同法第75条第1 項の規定による指 定居宅サービス事 業者からの変更届 出書の受理								総合事務所長
	42 同法第75条第2 項の規定による指 定居宅サービスの 事業の廃止等の届 出の受理								総合事務所長
	43 同法第75条の2 第1項の規定によ る連絡調整又は援 助								総合事務所長
	44 略								
	45 略								
	46 略								
	47 同法第76条の2 第3項の規定によ る指定居宅サー ビス事業者に対する 命令								総合事務所長
	48 略								
	49 同法第77条第1 項の規定による指 定居宅サービス事 業者の指定の取消 し及び効力の停止								総合事務所長
	略								

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 称	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者					
		知事	地方機関 の長	知事	部長	課長	地方機関 の長		
略	略								
長 寿 社 会 課	二 介護保険法(平成9 年法律第123号)に 基づく知事の 権限に属 する事務 (広域連合 の長に委任 したものを 除く。)	37	同法第70条第4 項(法第70条の2 第4項において準 用する場合を含 む。)の規定によ る指定居宅サー ビス事業者の指定を する場合の市町村 長への通知						総合事務所長
	38 同法第70条の2 第1項(第15条の 10前段において準 用する場合を含 む。)の規定によ る指定の更新								総合事務所長
	略								
	41 同法第75条の規 定による指定居宅 サービス事業者か らの変更届出書等 の受理								総合事務所長
	42 略								
	43 略								
	44 略								
	45 同法第76条の2 第3項の規定によ る指定居宅サー ビス事業者に対する 命令								総合事務所長
	46 同法第76条の2 第4項の規定によ る公示								総合事務所長
	47 略								
	48 同法第77条第1 項の規定による指 定居宅サービス事 業者の指定の取消 し及び効力の停止								総合事務所長
	49 同法第78条の規 定による指定居宅 サービス事業者の 指定等の公示								総合事務所長
	略								

51	同法第78条の2第3項の規定による市町村長からの届出についての助言又は催告									総合事務所長
52	同法第78条の6第2項の規定による連絡調整又は援助									総合事務所長
53	同法第78条の11の規定による市町村長からの届出の受理									総合事務所長
54	同法第79条の2第1項の規定による指定の更新									総合事務所長
55	同法第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者からの変更届出書の受理									総合事務所長
56	同法第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止等の届出の受理									総合事務所長
57	同法第82条の2第1項の規定による連絡調整又は援助									総合事務所長
58	略									
59	略									
60	略									
61	同法第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する命令									総合事務所長
62	略									
63	同法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止									総合事務所長
64	略									
65	略									
66	同法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者からの変更届出書の受理									総合事務所
67	同法第89条の2第1項の規定による連絡調整又は援助									総合事務所長
68	略									
69	略									

51	同法第78条の2第3項の規定による市町村長からの届出についての助言又は催告									総合事務所長
52	同法第78条の10の規定による市町村長からの届出の受理									総合事務所長
53	同法第79条の2第1項の規定による指定の更新									総合事務所長
54	同法第82条の規定による指定居宅介護支援事業者からの変更届出書等の受理									総合事務所長
55	略									
56	略									
57	略									
58	同法第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する命令									総合事務所長
59	同法第83条の2第4項の規定による公示									総合事務所長
60	略									
61	同法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止									総合事務所長
62	同法第85条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示									総合事務所長
63	略									
64	略									
65	同法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者からの変更届出書の受理									総合事務所長
66	略									
67	略									

70 略									
71 略									
72	同法第31条の2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令								総合事務所長
73 略									
74 略									
75	同法第32条第2項の規定による通知の受理								総合事務所長
略									
83	同法第39条第1項の規定による指定介護老人保健施設の開設者からの変更届出書の受理								総合事務所長
84	同法第39条第2項の規定による介護老人保健施設の廃止等の届出の受理								総合事務所長
85	同法第39条の2第1項の規定による連携調整又は援助								総合事務所長
86 略									
87 略									
88 略									
89 略									
90 略									
91	同法第103条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する命令								総合事務所長
92 略									
93 略									
94 略									
95 略									
96 略									
97 略									
98 略									
99	同法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの住所								総合事務所長

88 略									
89 略									
70	同法第31条の2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令								総合事務所長
71	同法第31条の2第4項の規定による公示								総合事務所長
72 略									
73 略									
74	同法第32条第2項の規定による通知の受理								総合事務所長
75	同法第33条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等の公示								総合事務所長
略									
83	同法第39条の規定による指定介護老人保健施設の開設者からの変更届出書の受理								総合事務所長
84 略									
85 略									
86 略									
87 略									
88 略									
89	同法第103条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する命令								総合事務所長
90	同法第103条第4項の規定による公示								総合事務所長
91 略									
92 略									
93 略									
94 略									
95 略									
96 略									
97 略									
98	同法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの住所								総合事務所長

五 略	六 略
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。